

加古川市景観まちづくりアドバイザー派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市景観まちづくり条例(平成10年加古川市条例第20号。

以下「条例」という。)第47条第1項の規定に基づき、景観まちづくり市民団体その他景観まちづくりに努めようとする者に対する街づくり活動を円滑に実施するために行う勉強会及び研修会等に、景観まちづくりに関する専門的な知識及び経験を有する者(以下「景観まちづくりアドバイザー」という。)を派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

(景観まちづくりアドバイザーの依頼)

第3条 市長は、景観まちづくりに関して専門的な知識及び経験を有すると認められる者に対し、景観まちづくりアドバイザーを依頼する。

(景観まちづくりアドバイザーの業務)

第4条 景観まちづくりアドバイザーは、次に掲げる事項に関し、専門的な立場から助言又は指導を行うものとする。

- (1) 景観まちづくりの進め方、景観まちづくり提案の策定等に関すること。
- (2) 景観形成重要建造物の保存、修復等に関すること。
- (3) 景観樹木等の保存に関すること。
- (4) 占有敷地の緑化に関すること。
- (5) 建築物等の意匠、材料又は色彩に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、景観まちづくりに関すること。

(景観まちづくりアドバイザーの派遣)

第5条 市長は、条例第47条第1項に掲げる者の申請により、景観まちづくりの取り組みに対する助言又は指導のため、景観まちづくりアドバイザーを派遣する。

2 景観まちづくりアドバイザーの派遣を申請する者は、景観まちづくりアドバイザー派遣申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(派遣の決定)

第6条 市長は、前条第2項の申請を受けたときは、派遣の可否を決定し、景観まちづくりアドバイザー派遣決定書(様式第2号)により申請者に通知する。

2 市長は、景観まちづくりアドバイザーの派遣を決定する場合において、派遣の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

第7条 前条第1項の規定により、派遣の決定を受けた者は、当該派遣業務の終了後、景観まちづくりアドバイザー派遣実績報告書(様式第3号)に会議等の内容を添付して市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。